

議案第7号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年富津市条例第30号）第3条の規定により次の財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名 称 | 市制施行50周年記念事業生涯学習バス |
| 2 | 種 類 | 物品 |
| 3 | 数 量 | 中型バス 1台 |
| 4 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 取得金額 | 21,903,190円 |
| 6 | 契約の相手方 | 千葉県袖ヶ浦市椎の森385-46 いすゞ自動車首都圏株式会社 袖ヶ浦支店 支店長 松倉 将生 |

令和3年6月1日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

市制施行50周年記念事業で生涯学習バスを取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。